

第1条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 自己情報の開示及び訂正等</p> <p>第13条から第21条 略</p> <p>(自己情報の提供先への通知)</p> <p>第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第4章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 自己情報の開示及び訂正等</p> <p>第13条から第21条 略</p> <p>(自己情報の提供先への通知)</p> <p>第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第4章から第6章 略</p>